グループホームひかわだい運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人マザアスが開設する認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームひかわだい」(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又はホームヘルパー研修の修了者(以下「介護従事者」という。)等が、要支援・要介護状態にある認知症高齢者の利用者に対し、適正な共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護従事者は、要支援者・要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護 その他の生活全般にわたる援助を行う。
 - 2 事業の実施にあたっては、関連市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 「グループホームひかわだい」
 - (2) 所在地 東京都東久留米市氷川台2丁目6番6号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の職員管理及び業務管理を一元的に行うとともに、自ら も介護の提供に当たるものとする。

- (2)計画作成担当者 1名(管理者兼務) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対 応型共同生活介護計画の作成を行う。
- (3) 介護従事者 常勤職員 3名 非常勤職員 7名

介護従事者は、介護計画に基づき利用者に介護を提供する。

(利用定員等)

第5条 事業所の利用定員及び営業内容、職員の休憩時間、夜間及び深夜の時間帯は、次のとおりとする。

(1) 利用定員 : 9名

(2) 営業内容 : 年中無休・24時間営業・電話等により24時間常時連絡が可

能な体制とする

(3) 職員の休憩時間:A勤 12時~13時

B勤 13時~14時

C勤 16時~17時

N勤 1時~2時 (常勤職員)

1 時~ 3 時 (非常勤職員)

(4) 夜間及び深夜の時間帯:21時~7時

(認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護の提供方法)

第6条 認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、

利用者の身体的状況を勘案した上で介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行うものとする。利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、また、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の中で生活が送れることにより達成感や満足感を得、自身を回復するよう配慮する。

- 2 利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行を緩和するよう努める。
- 3 当該事業所における年間事業計画及び日課については、別紙のとおり。
- 4 サービスの提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者及び家族に対しサービスの提供方法について説明を行う。また、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行わない。

(利用料その他の費用の額)

第7条 認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した 利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、認知症対応型共同生活介護および介 護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合 証に記載されている額とする。

		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
基	要支援 2	813 円	1,626 円	2,439 円
本	要介護1	817 円	1,634 円	2,451 円
サ	要介護 2	856 円	1,711円	2,567 円
ビ	要介護3	880 円	1,760円	2,640 円
ス	要介護4	899 円	1,797 円	2, 695 円
費	要介護 5	918 円	1,835円	2,753 円
医療連携加算(I)ハ (※要介護のみ)		40 円	79 円	119 円

協力医療機関連携加算	107 円	214 円	321 円	
退去時情報提供体制加算(一人につき一回)	263 円	534 円	801 円	
サービス提供体制強化加算(I)	24 円	47 円	71 円	
外泊加算 (入院等外泊時に月6日を限度)	263 円	526 円	789 円	
初期加算(入居 30 日以内)	32 円	64 円	96 円	
看取り介護加算(死亡日以前 31 日~45 日)	77 円	154 円	231 円	
看取り介護加算(死亡日以前4日~30日)	154 円	308 円	462 円	
看取り介護加算 (死亡日前日、前々日)	727 円	1,453 円	2,179 円	
看取り介護加算 (死亡日当日)	1,367円	2,734 円	4,101円	
新興感染症等施設療養費(※1月に5日を限度)	257 円	513 円	769 円	
口腔衛生管理体制加算	32 円	64 円	96 円	
認知症専門ケア加算(I)	4 円	7 円	10 円	
科学的介護推進体制加算	43 円	86 円	129 円	
介護職員等処遇改善加算(I)	※1 月あたりの基本サービス費及び各種加算の総単位 数×加算率 18.6%×地域区分係数(10.68)の負担割 合証の額			

- 2 前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) その他の日常生活費

下記日用品一覧表参照:基本セット(A)もしくは(B)+※選択品

日用品一覧表

	品名	単位	料金(円)	単位	料金(円)
	箱ティッシュ (5 箱入り)	1月あ たり	500	1日あ たり	17
甘土や	洗濯洗剤 (漂白剤・柔軟剤 を含む)		1, 200		40
基本セット	歯ブラシ・義歯ブラシ		350		12
(A)	シャンプー・リンス (メリット)		1,000		33
5,000 円	ボディーソープ(ビオレ)		600		20
1	洗体用タオル 綿棒		200		7
			150		5
	保湿クリーム		1,000		33
基本セ ット (B)	箱ティッシュ(5箱入り)	1月あ たり	500	1日あ たり	17
	洗濯洗剤 (漂白剤・柔軟剤を含む)		1, 200		40

5,000	歯ブラシ・義歯ブラシ		350		12
円	シャンプー・リンス (ミノン)		1, 000		33
	ボディーソープ (ミノン)		600		20
	洗体用タオル		200		7
	綿棒		150		5
	保湿クリーム		1,000		33
	歯磨き粉		250		8
※必要	義歯洗浄剤		800		27
な方	洗口液	1月あ	600	1日あ	20
のみ	ウェットティッシュ	たり	300	たり	10
選択	シェーバー		200		7
	シェービングクリーム		1,000		33

(2) 飲食物費

1日

1,100円

(3) 光熱水費

1ヶ月

22,000円

(4)家賃

1ヶ月

53,700円

(5) オムツ代

実 費

(6) 理美容代

実

(7) 共益費 ※

1ヶ月 15,000円

(8) 趣味活動の材料費

実費相当

費

(9) レクリエーション材料費

実費相当

(10) 健康管理費 (インフルエンザ予防接種に係わる費用等)

実費相当

(11) コピー代 1枚

20円

(12) 行政手続きの代行にかかる交通費(往復) 実 費

※共益費内訳:共有の新聞・雑誌類、自治会費、エレベータ保守点検費 利用者用の自動車に係る諸経費(車検・ガソリン代)等

- 3 前項の費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者及び その家族に対し、当該サービスの内容及び費用について「料金表」(別表)に基づ き説明を行い、利用者の同意を得なければならない。また、生活保護受給者につい ては、別途経費を定める。
- 4 その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要になった場合は、その都度利 用者又はその家族に説明をし同意を得たものに限り徴収する。
- 5 利用者は事業所の定める期日に、原則として口座振替の方法により費用の支払いを行うこととする。

(入居にあたっての留意事項)

第8条 利用者は共同生活住居を利用する場合は、日常生活上のルールを守り生活するよう、利用者及び家族に対し説明を行う。

(非常災害対策・業務継続計画)

- 第9条 認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 (以下「事業所」という)は、非常災害に備えるため消防計画を作成し避難訓 練等を次のように行う。
 - (1) 防火責任者・火元責任者には事業所管理者を充てる。
 - (2) 始業時・就業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
 - (3) 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼し、点検の際は防火責任者が立ち会う。
 - (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるため、自衛 消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとする。
 - (6) 防火責任者は従業員に対して防火教育、消防訓練を定期的に実施する。
 - (7) その他必要な災害防止策についても必要に応じて対処する体制をとる。
 - (8) 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう業務継続に向けた計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらについて研修及び訓練をするものとする。訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(新型コロナウイルス感染症等対策・業務継続計画)

- 第10条 事業所は、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として以下の対応を行う と共に発生時には、業務継続計画に基づいた支援を行う事とする。
 - (1) 従業員のマスク着用および出勤前の検温の実施
 - (2) 定期的な換気と手すり等のアルコール消毒の実施
 - (3) 来所者および面会者に対するマスク着用とアルコール消毒の実施
 - (4) 年2回の新型コロナ発生時における業務継続計画に基づく訓練の実施

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対するサービス提供等により事故が発生した場合は、東久留米市、当該利用者の後見人または身元保証人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(緊急時等の対応)

第12条 事業所は、利用者に対するサービス提供を行っているとき等、利用者に病状の 急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医または協力医療機関等 に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(利用者の秘密保持)

第13条 介護従事者等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、 退職後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情等への対応)

- 第14条 事業所は、利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の設置、利用者に対する説明、記録の整備その他必要な措置を 講じることとする。
 - 2 利用者または身元保証人は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができる。その場合速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について利用者または身元保証人に報告するものとする。なお、苦情申し立て窓口は、別に定める「重要事項説明書」に記載されたとおりである。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第15条 事業所は高齢者虐待防止法に則り、利用者個人の尊厳を保持することに努める。 利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置に講ずるよう努めるものと する。
 - 2 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
 - 3 虐待防止のための指針を整備する。
 - 4 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 5 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束に関する事項)

- 第16条 事業所は、身体拘束等の適正化を図る為、次の措置を講じる。
 - 2 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3カ月に一回以上開催し、 その結果糖について従業員に周知徹底を図る。
 - 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 4 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。
 - 5 やむを得ず身体拘束を行なう場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心 身の状況並びに緊急やむを得ない理由等の記録を行ない、当該身体拘束の廃止 に努める。

(ハラスメント防止に関する事項)

- 第17条 事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えるものにより、就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとする。
 - 2 従業者に対し、ハラスメント防止のための研修を定期的に実施する。
 - 3 ハラスメント防止のための指針を整備する。
 - 4 事業所内にハラスメントの相談窓口を設置し、担当者を置く。

(研修について)

- 第18条 事業所は、介護従事者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2)継続研修 年2回以上

(地域との連携について)

- 第19条 事業所は、事業を提供するにあたり、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。
 - (1)報告、評価、要望、助言等については、記録を作成し、公表する。
 - (2) 事業の運営にあたっては、地域住民との交流を図らなければならない。
 - (3) 事業の運営にあたっては、提供した事業に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(利用者の身体状況の重度化及び看取りに対する対応について)

第20条 事業所は、別紙「重度化対応・看取り介護対応指針」に基づき、主治医及び協力医療機関等との連携のもと、身体的状況の重度化への対応及び看取り介護を行う。

(その他)

第17条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人マザアスと 事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成14年3月1日から試行する。

附則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年3月1日から試行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から試行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から試行する。

附則

この規程は、平成21年5月1日から試行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から試行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から試行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から試行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から試行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から試行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から試行する。

附則

この規程は、令和6年6月1日から試行する。